

年金ミニ知識

問い合わせ 戸籍・年金担当
☎ 76 - 2151 内線 222、223

国民年金保険料の免除期間・納付猶予期間がある方へ

国民年金保険料の免除（全額免除・一部免除・法定免除）、納付猶予、学生納付特例の承認を受けられた期間がある場合、保険料を全額納めた方と比べ、老齢基礎年金（65歳から受けられる年金）の受け取り額が少なくなります。

将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、免除等これらの期間の保険料については、10年以内であれば遡って納める（追納）ことができます。

ただし、免除等の承認を受けられた期間の翌年度から起算して3年度目以降の追納の場合、当時の保険料額に一定の加算額が上乘せされます。追納は、古い月のものから納付することとなりますが、次の点にご注意ください。

- ・一部免除を受けた期間は、納付すべき保険料が納付されていなければ追納はできません。
- ・「法定免除・申請免除期間」が「納付猶予・学生納付特例期間」より先に経過した月分である場合は、どちらを優先して納めるか本人が選択できます。

《追納の申し込み先》

北見年金事務所 ☎ 0157 - 25 - 9635

《国税庁からのお知らせ》

公的年金等を受給されている方へ

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下（※1）であり、かつ、その公的年金等の全部が源泉徴収の対象となる場合において、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下であるときは、所得税及び復興特別所得税の確定申告は必要ありません。

- 所得税及び復興特別所得税の還付を受けるためには、確定申告をする必要があります。
 - 確定申告書には、マイナンバーの記載が必要になります。マイナンバーを記載した申告書等を提出する際は、マイナンバーカードなどの本人確認書類を提示又は写しの添付が必要です。
 - 確定申告書の作成に当たっては、復興特別所得税の記入を忘れずをお願いします。
 - 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」は、画面の案内に従って金額等を入力することにより、税額などが自動的に計算され、計算誤りのない申告書を作成することができますので、是非ご利用ください。
 - 公的年金等に係る雑所得以外の所得があり、その所得金額が20万円以下で所得税及び復興特別所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。住民税に関する詳しいことはお住まいの市区町村にお尋ねください。
- （※1）複数から受給されている場合は、その合計額です。

【税に関する情報は国税庁ホームページへアクセス www.nta.go.jp】

ヘルプマークへのご協力をよろしくお願い致します

平成29年10月より北海道において、障がい等により援助や配慮を必要としても外見からは分からない方に対して、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助が得やすくなることを目的として「ヘルプマーク」が導入されました。津別町においても配布を開始いたしますので、ヘルプマークをお持ちの方に対するご配慮をよろしくお願い致します。

また、ヘルプマークが必要な方は下記の窓口までお問い合わせ下さい。

問い合わせ先 保健福祉課福祉担当 ☎ 76 - 2151 (内線 234)



ヘルプマーク

《対象者》
身体障がい、精神障がい、知的障がい、発達障がい、内部障がいのある方、難病の方、妊娠初期の方などであって外見からは援助や配慮を必要としていることが分かりにくい方

成人式を1月7日に行います

対象者 1997（平成9）年4月2日生まれ～
1998（平成10）年4月1日生まれの方
日時 平成30年1月7日（日）※成人の日の前日
受付 午後1時～ 開式 午後1時30分
場所 津別町中央公民館 講堂



申込み 案内状の届いていない方で、参加を希望される方は12月8日（金）までに中央公民館へお申し込みください。

問い合わせ先 中央公民館 ☎ 76 - 2713

ファミリースキー場の利用について

利用期間 平成30年1月6日～3月上旬
※ 気象状況により変更になる場合があります。
▼ 利用時間（リフト運行時間）

1月6日～1月15日 (冬休み期間中、 下側リフトのみ運行)	午前10時～午後4時
1月16日からの平日 (月曜～金曜日)	午後3時～午後7時
土曜・日曜・祝祭日	午前10時～午後4時

《お互い譲り合い、楽しく利用しましょう！》

※ スキー連盟などの夜間事業が行われる日は、午後9時まで運行します。
(利用者の方は時間厳守願います)

問い合わせ先 中央公民館 ☎ 76 - 2713

津別町の医療最前線～津別病院・後編～

現在インターネットで公開中！ 町のHPをご覧ください

今回は津別町唯一の病院“丸玉木材株式会社津別病院”の特徴に迫ります。2015年に開設されたリハビリテーション科の先生は？ 熱い気持ちで医療に取り組む、津別町出身の医療従事者たち。医師や看護師が病院から出向き、患者の自宅に何う訪問診療など、在宅医療に力を入れています。そして在宅医療の先にある、自宅での“看取り”支援。津別町医療の今を、ぜひご覧ください。



職員がレポーターに挑戦

この番組は、津別町の今を映像で定期的に発信（月1回）することで、町民の町づくりへの参加促進、移住・定住の促進、ふるさと納税の拡大を図り、町づくりの記録を残すことで、10年後20年後の町民への財産とします。

完成した映像は、町のWebサイトに埋め込まれる他、道東テレビでも公開いたします。

※この番組は、ふるさと納税の寄附金により制作しています。

《取材希望企業・飲食店・生産者募集!! 詳しくは役場住民企画課まで》

問い合わせ先 住民企画課 企画グループ ☎ 76 - 2151 (内線 215)

年末年始町有施設の休館・休業のお知らせ

年末年始の町有施設、各種業務は、次の通りお休みいたします（通常休館・休業日を含みます）。

役場	地域包括支援センター
さんさん館	中央公民館（含図書室）
農業者トレーニングセンター	児童館つべつん
町民会館	

12月30日～1月4日

木材工芸館	12月30日から1月5日まで
公衆浴場	12月31日は正午から午後4時まで営業
1月1日から3日まで休業	
まちバス（混乗スクールバス）	12月31日から1月3日まで全便運休
※右記の期間以外は通常通り予約にて運行します（相互線は一部予約無しで乗車できます）。	
まちバス直通電話	☎ 76 - 2166

ゴミ収集	12月31日から1月4日まで
※この期間が収集日となっている地域の皆さんは、次の収集日までゴミをご家庭で保管してください。	
一般廃棄物最終処分場およびリサイクルセンター	12月31日から1月4日まで
クリーンセンター	12月31日から1月4日まで
※1月4日は木曜日休館	
生ゴミの直接搬入	毎週火曜日・金曜日は直接搬入の指定日になっていますが、12月30日から1月4日までは休みのため搬入できません。
上下水道業務	冬期間の上下水道凍結は直接業者にお申し出ください。なお、年末年始は次の業者が担当します。1月1日は業者も休みとなります。
(株) そうけん津別支店	☎ 77 - 3215
(株) 四ツ輪工業津別支店	☎ 090 - 8900 - 8674